

大規模油流出への準備体制の整備・充実



IOPC Funds



石油連盟 油流出に関する国際シンポジウム
2016年1月28日～1月29日
東京

ホセ・マウラ

事務局長

国際油濁補償基金

国際油濁補償基金の概要



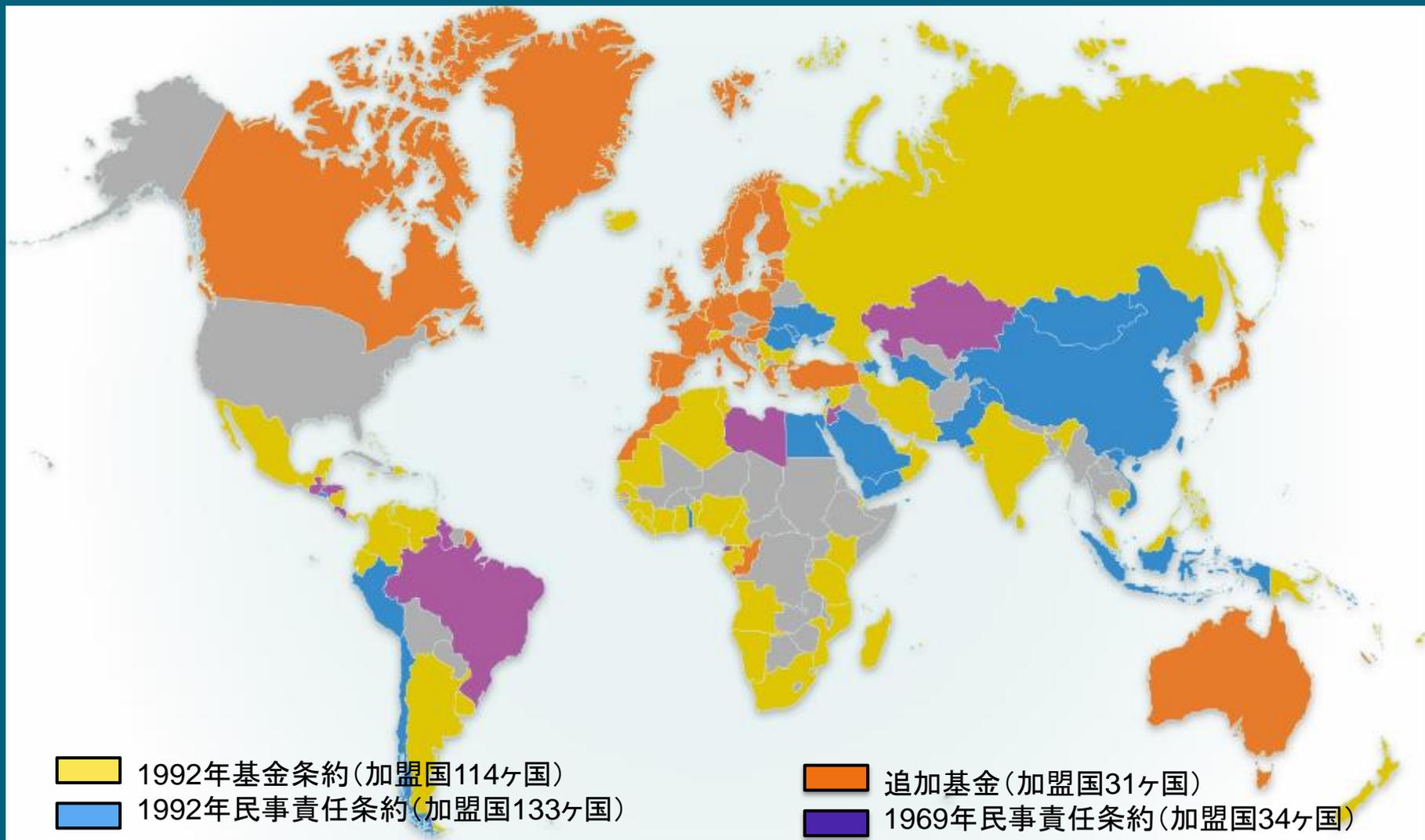
- 国際油濁補償基金 (IOPC基金) は、タンカーから流出した持続性の油に起因する汚染損害の被害者に対する補償を提供する2つの政府間組織 (1992年基金および追加基金) で構成されている。
- IOPC基金は114の加盟国で構成され、世界のタンカー総トン数の94%を占めている。
- IOPC基金は全世界で150件以上の油流出事故に対応した実績がある。

加盟国

2016年1月



IOPC Funds



なぜ必要か

タンカーからの油流出事故は必ず発生する



IOPC Funds



なぜ必要か

1971年基金が適用された油流出事故



IOPC Funds



なぜ必要か

1992年基金が適用された油流出事故



IOPC Funds



なぜ必要か



IOPC Funds

- タンカーからの油流出事故は減少傾向にあるが、石油の海上輸送量は加盟114カ国合計で年間15億トンに上る。
- 日本は2014年に2億1300万トン以上の石油を輸入。毎日多数のタンカーが沿岸を航行している。
- 石油の輸送はリスクを伴い、全世界の石油産業は遠い昔からすでに輸送リスクに対応する責任があることを認識している。
- 輸送リスクに対応するための費用を共有する国際的な賠償責任・補償制度は、約40年間にわたって適切な解決策を提供してきた。

なぜ必要か



IOPC基金は以下を提供する

- 和解による補償
- 補償制度の統一的かつ整合性のある適用
- すべての補償請求者の平等な取扱い



補償制度の仕組み

3段階のシステム



IOPC Funds

資金源

追加基金加盟国の
油受取人

拠出

追加基金
追加基金議定書
第3段階

1992年基金加盟国の
油受取人

拠出

1992年基金
1992年基金条約
第2段階

船主

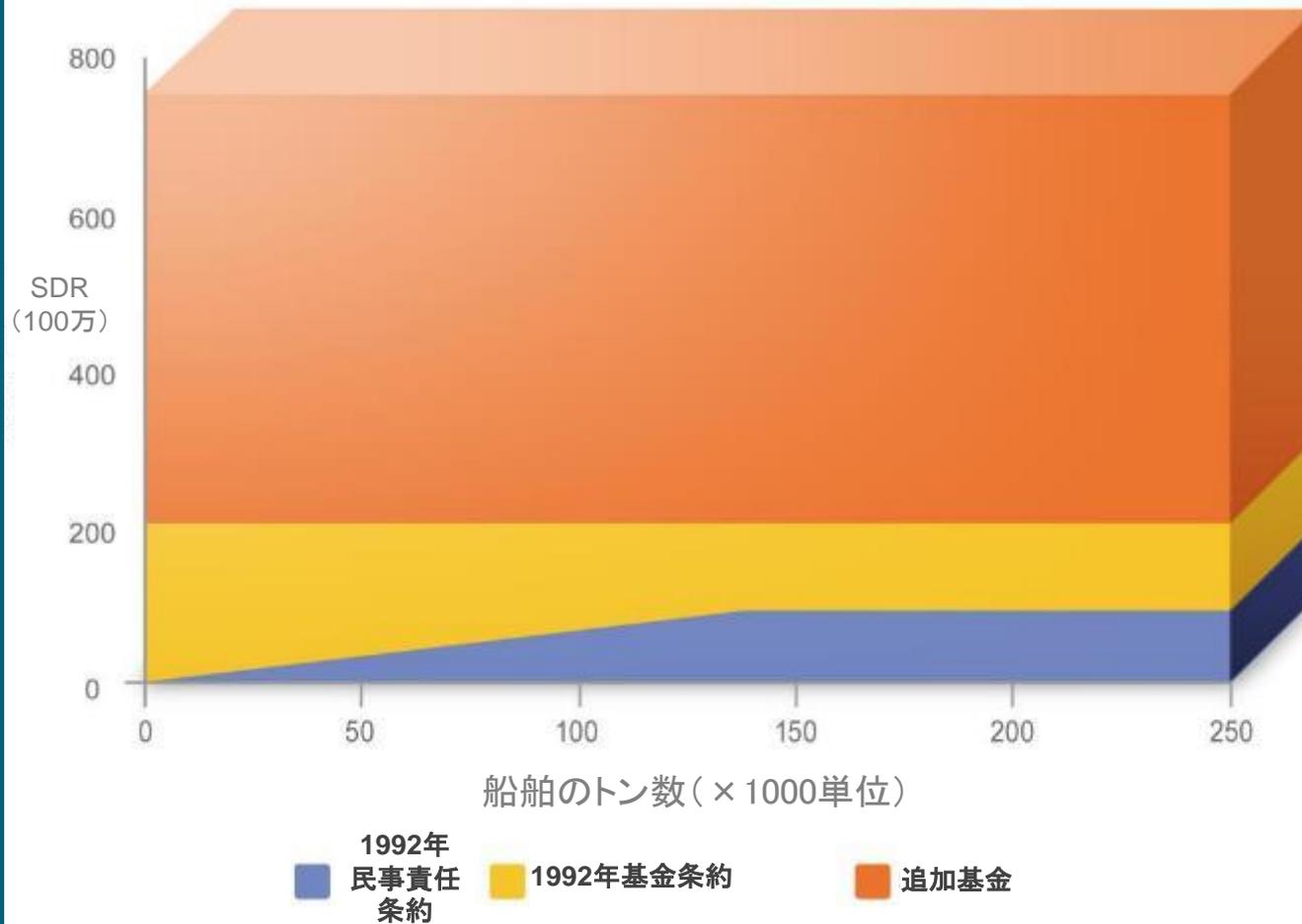
保険料

保険(P&Iクラブ)
1992年民事責任条約(CLC)
第1段階

支払い

補償請求者

最大補償限度額



基金の財源

石油産業界からの拠出



- 油受取人: 海上輸送された以上の拠出油 (原油および重油)を、年間15万トンを超えて受け取った者
- 基金の総会は、補償請求の支払いに必要な金額に基づいて毎年賦課する拠出金の額を決定する
- IOPC基金への拠出額は公平に配分されている。1トン当たりの賦課金は、当該年の油受取報告量の合計に基づいている
- 油受取人が支払う(政府ではない)

A detailed view of the "Contributing Oil Report Form" from the International Oil Pollution Compensation Funds. The form is titled "International Oil Pollution Compensation Funds" and "CONTRIBUTING OIL REPORT FORM". It includes sections for "OIL RECEIVER" (Company Name, Street, City, Postal Code, Contact Person for Invoice, Contact Person for Oil Reports), "OIL INFORMATION" (Received directly after carriage by sea, Received from non Member States), and "SIGNATURES" (Company Official, Government Official). The form also includes a section for "For IOPC Funds Use Only" with fields for CTR, Checked, Date, and Approved. The form is filled out with various details, including company names, addresses, and contact information.

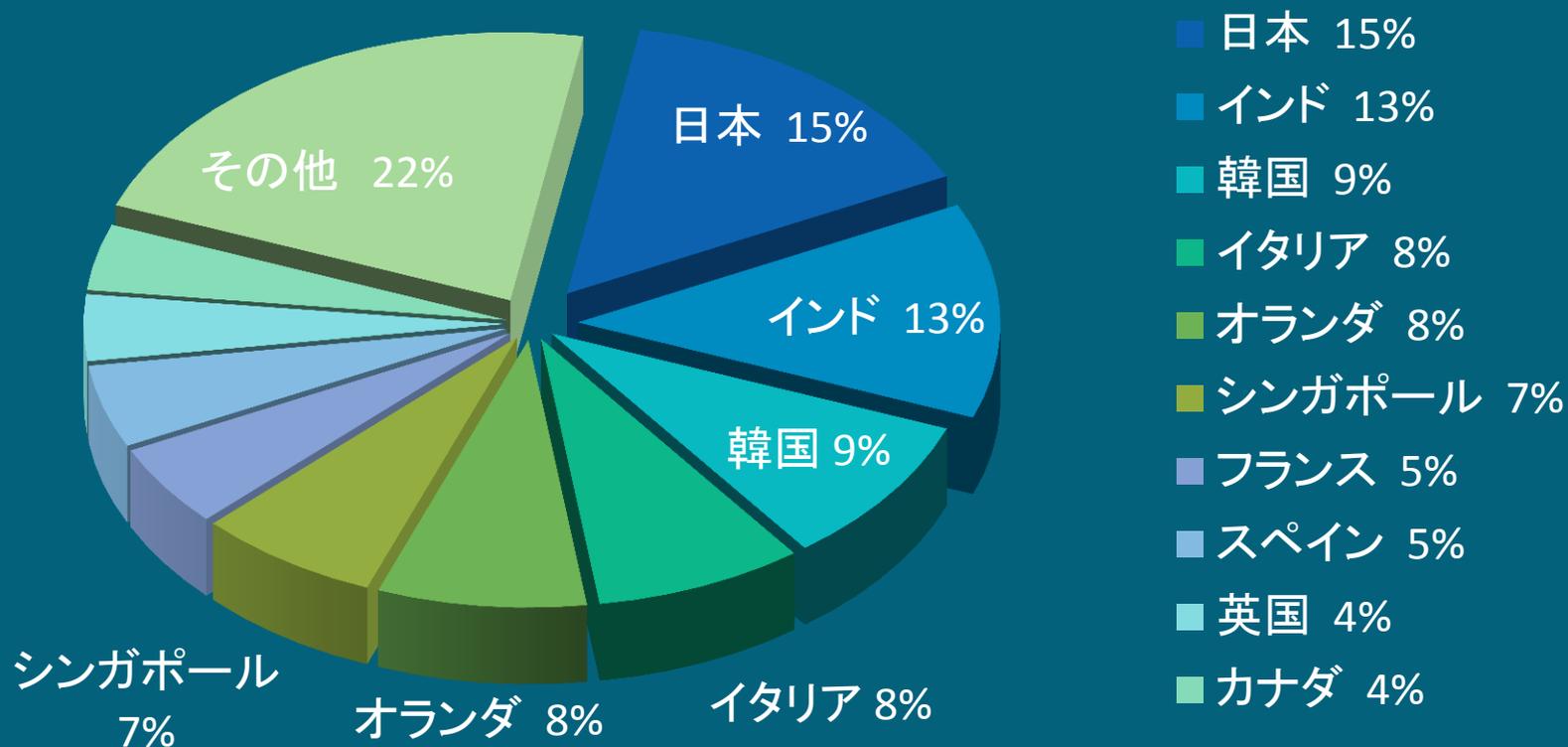
拠出金

加盟国の石油産業が拠出



IOPC Funds

1992年基金への拠出額(2014年)



油受取量報告

加盟国の義務



IOPC Funds

- 加盟国は、**前年に受け取った掘出油量**をIOPC基金に報告しなければならない。
- 「受取」とは、海上輸送後の最初の受取りを意味する。
 - 石油を海外、自国内の別の港、又は沖合生産施設から輸送する場合を含む
 - 石油を別の港への移送するため、又はパイプラインでさらに輸送するために受け取る場合も受取とみなす
- 油受取量報告の不提出は**補償の遅延**につながることもある。



拠出のスケジュール



IOPC Funds

1月15日
まで

- IOPC基金が各加盟国へ油受取量報告の提出を要請するレター送付

4月30日
まで

- 各加盟国がIOPC基金へ油受取量報告を提出

10月

- 基金総会が賦課する拠出金の額を決定
- 事務局が油受取量報告に基づいて各拠出者に対して請求書を発行

3月N+1日
まで

- 各拠出者がIOPC基金へ拠出金を直接支払い



- 石油価格は下落傾向にあり、隠された追加費用を想定するには適さない時期である。しかし、IOPC基金への拠出は一般的に少額かつ低頻度である。
- **一般基金への年間拠出金の用途**
 - 年間の運営経費(約300万~400万英ポンド)
 - 小規模事故の補償金の支払い(400万SDR未満)
- **大規模油流出事故の補償金を支払うための拠出金**
 - 大規模油流出事故に対応するための大規模請求基金(MCF)を必要に応じて設置

請求済みの拠出金

2014～2016年に支払われる拠出金



IOPC Funds

支払年		対象年	石油総量 (トン)	賦課金 合計	賦課金 (英ポンド/ トン)
2016年	一般基金	2014	15.14億	4,400,000	0.0029061
2015年	一般基金	2013	15.335億	3,800,000	0.0024779
2014年	一般基金	2012	15.657億	3,300,000	0.0021077
2014年	Volgoneft 139号 事故 MCF	2006	15.340億	7,500,000	0.0048892
2014年	Prestige号事故 MCF	2001	13.566億	2,500,000	0.0018429

支払い済みの補償金

1978年～2015年



IOPC Funds

追加基金

- 事故なし
- 補償金の支払いなし

1992年基金

- 42件の事故に対応
- 約2.37億英ポンドの補償金を支払い済み

1971年基金

- 107件の事故に対応
- 約3.31億英ポンドの補償金および/又は損害賠償金を支払い済み

合計

- 事故: 149件
- 支払い済み補償金: 5.67 億英ポンド

補償対象および支払い先

補償請求の主な種類



- 清掃作業および防止措置
- 物的損害
- 漁業、養殖業、観光部門の経済的損失
 - 間接損失
 - 純経済的損失
- 環境損害
 - 環境回復のための合理的な費用



補償対象および支払い先

補償請求の容認性の一般的な基準



IOPC Funds

容認性に関する基準は厳格に適用される。

- あらゆる損害は実際に発生したものでなければならない。
- あらゆる損害は合理的かつ正当と見なされる措置に関連したものでなければならない。
- 損害と汚染の間には密接な因果関係がなければならない。
- 補償請求者は、定量化可能な経済的損害を被った場合に限り補償を請求する資格がある。
- 補償請求者は、書類などの証拠物の提示によって損害額を証明しなければならない。
- 補償請求者は、補償請求内容が損害を真に反映したものであることを申告しなければならない。

IOPC基金が直面する問題

条約の履行



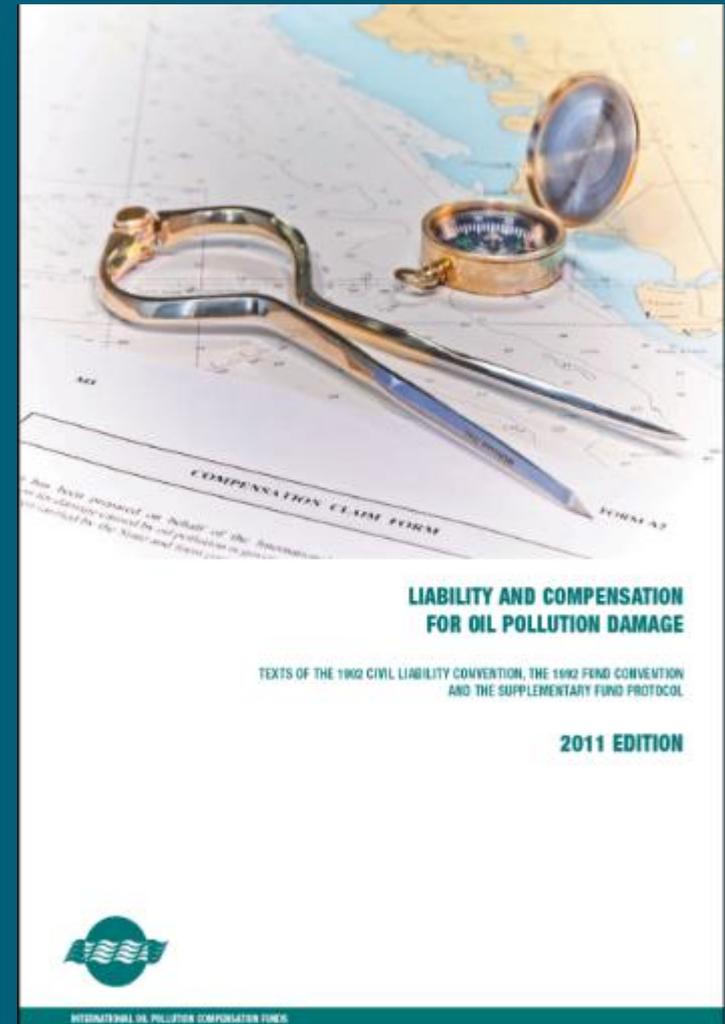
IOPC Funds

1. 補償請求

- 各国の裁判所による解釈
- 国際法への抵触

2. 油受取量報告および拠出金

- 国内法における
1992年基金条約の履行
- 影響



適正な条約履行の重要性

リスクと対策



IOPC Funds

- 条約不履行はIOPC基金および拠出者の金銭的損害につながる
 - 油受取量報告の不履行および拠出金の滞納
 - 加盟国が、船主の適正な保険加入について徹底を怠った場合
 - 裁判所の判断と加盟国の決定との不一致
 - IOPC基金は不適格な補償請求に対して補償金を支払わざるを得ないかもしれない。
- 加盟国の平等な扱い(公平性)を確実にするため、CLC/基金条約は 履行されなければならない
 - 加盟国の条約不履行に対処するための指針の策定
 - 条約履行問題を解決するため、関係加盟国との対話を優先事項とする
 - 最終的に、基金総会は損害を回収するために特定の加盟国に対して法的措置をとることを決定する場合がある。

事例: Volgoneft 139号

ロシア(2007年)



IOPC Funds



保険金の差異
約150万SDR



- ケルチ海峡でロシア船籍の小型タンカーが嵐で大破
- 重油1,200~2,000トンが流出
- ロシアとウクライナの海岸線が50キロにわたって被害を受けた。ウクライナは1992年基金に未加盟。
- 1992年CLCの限度額(2003年11月以前)は**300万SDR**
- 1992年CLCの限度額(2003年11月以降)は**450万SDR**
- 不可抗力に基づく抗弁
- 環境損害に関する「メディカ」補償請求は容認性を欠いた

Volgoneft 139号

ロシア(2007年)



IOPC Funds



- 事故が発生した時点で、ロシアはIMOの法律委員会が新たに決定した1992年CLC限度(450万SDR)を**施行していなかった**。
 - 船主保険の補償額はわずか300万SDRである。
- 保険金の差異問題を解決するための法的手続きが進行中である。

IOPC基金事務局

役割



IOPC Funds



- 基金条約の管理
- 総会、理事会、および事務局で構成
- 補償請求の容認性に関する基準の策定
- 補償請求を審査し、該当する場合は被害者に補償金を支払う
- 当事者間の協力関係の維持
 - 保険業者(P&Iクラブ)
 - 1992基金/追加基金
 - 政府(中央および地方)
 - 石油産業/拠出者

加盟国との関わり

良好な連絡体制を維持する重要性



IOPC Funds

- 事故が発生した場合、被害国と事務局の間で良好なコミュニケーション体制を維持することは重要不可欠である。
- 条約が履行され、被害者が保護されることを確実にするため、油流出が発生するはるか以前に連絡体制を確立する必要がある。
 - IOPC基金は、条約の履行に関する研修および支援、油受取量の報告、および補償請求の提出などをサポートしている（内部の短期研修を含む）。



一般情報公開

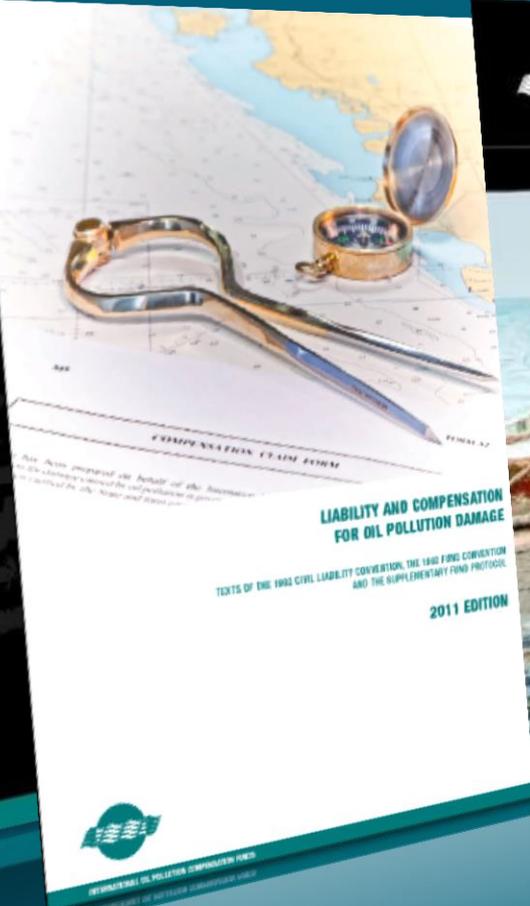
印刷およびオンライン刊行物 www.iopcfunds.org



IOPC Funds

International Oil Pollution Compensation Fund 1992

Claims Information Pack



International Oil Pollution Compensation
Annual Report



The 2010 HNS Convention



September 2014



加盟国の役割



IOPC Funds

- IOPC基金は加盟国で構成される組織であり、加盟国は補償と拠出に関する事項を決定する。
- 加盟国による執行機関の会議への積極的な参加が、組織が機能する上で必要不可欠である。
- 油流出のリスクは常に存在するため、この国際的な補償制度が必要とされている。





IOPC Funds

www.iopcfunds.org



IOPC Funds

ホセ・マウラ
事務局長